⑿　技術提案及び標準案に基づく施工計画の採否　技術提案及び標準案に基づく施工計画の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格の確認の通知において、技術提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒁　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒂　受注者の責により、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点するものとする。

⒃　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表するものとする。

⒄　本案件は、資料の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Keigo Yanagiya, Director of Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Sapporo-oohasi Bridge, National highway 337, Tobetsu Town, Hokkaido, Japan

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 11 : 00 a.m. 1 September 2011

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 1 November 2011 (tenders brought with 11 : 00 a.m. 1 November 2011 or submitted by mail 11 : 00 a.m. 1 November 2011)

⑹　Contact point for tender documentation : Masaru Yoshiduka, Senior Officer of Contracts Division, Contracts of Road, Park, Airport and Agriculture Division, Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, North 2, West 19, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060―8506, Japan TEL 011―611―0194 ext. 2270

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する一般国道337号当別町札幌大橋上部工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年７月26日

北海道開発局長　高松　　泰

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事名　一般国道337号当別町札幌大橋上部工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　北海道石狩郡当別町

3　工事内容

工事延長　Ｌ＝1,000m

形式　札幌大橋橋長（幅員）：Ｌ＝982.5m（Ｗ＝10.45m）

うちＲＢ橋（主橋梁）２径間連続合成床版鈑桁橋＋３径間連続合成床版箱桁橋

うちＲＣ橋（側橋梁（札幌側））３径間連続合成床版鈑桁橋

橋長　ＲＢ橋：Ｌ＝476.0m

ＲＣ橋：Ｌ＝219.1m

支間割長：Ｌ＝71.0m＋73.0m＋90.5m＋150.0ｍ＋89.6ｍ＋72.0ｍ＋72.5ｍ＋72.8m

鋼橋上部工　工場製作工（主構造）：Ｗ　3,748ｔ

工場製作工（付属構造）：Ｗ　57ｔ

橋梁付属物工　支承工：Ｎ＝６基

落橋防止装置工：Ｎ＝14組

床版工　合成床版パネル：Ａ＝314㎡

塗装工　工場塗装工：Ａ＝2,300㎡

現場塗装工：Ａ＝100㎡

輸送工　Ｎ＝１式

架設工　クローラクレーンベント工法＋トラベラークレーン工法：Ｎ＝１式

4　工事区分　鋼橋上部

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成23年７月26日から平成23年９月１日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成23年９月２日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ①　代表者は、平成８年度以降に、下記㋐から㋓の要件を満たす製作及び架設の工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　架設工法については、トラッククレーン工法（クローラクレーン含む。）以外及びトラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む。）以外の工法であること。

㋓　最大支間長が105m以上であること。ただし、㋐から㋓は同一工事であること。